

最新情報

雇用率・除外率・ 実雇用率算定基準の変更予定

index

- 01** 新たな雇用率の設定
- 02** 除外率の引き下げ時期
- 03** 実雇用率算定基準の変更
- 04** 障がい者雇用代行ビジネスサービスの規制

01 新たな雇用率の設定

令和8年度から**2.7%に引き上げられる**見通し。

企業の状況をふまえながら段階的に引き上げられるため、

令和5年度 ▶ 2.3%で据え置き

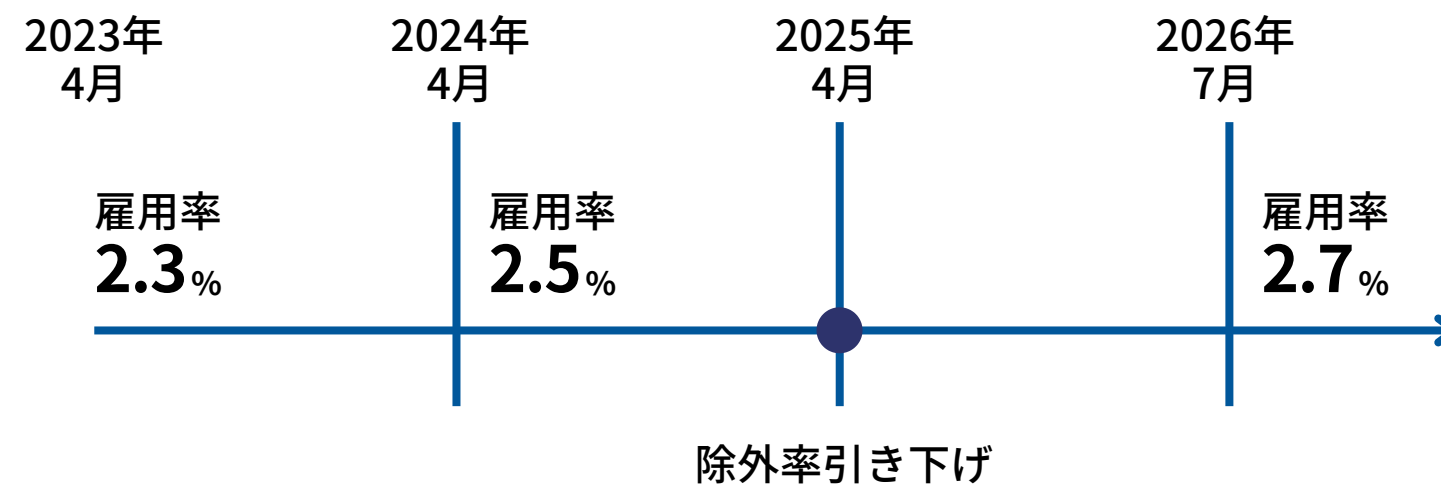
令和6年度 ▶ 2.5%

令和8年度 ▶ 2.7%

と徐々に引き上げられる予定。

02 除外率の引き下げ時期

令和7年4月に全体的に**10%引き下げる**見通し。
(雇用率引き上げ時期の令和8年度と時期をずらすため)



出典：厚生労働省 第123回労働政策審議会障害者雇用分科会
資料1-1：令和5年度からの障がい者雇用率の設定等について

＊ 除外率制度：

障がい者の就業が一般的に難しいと認められる業種について、
障がい者の雇用義務を軽減することを目的とした制度

03 実雇用率算定基準の変更

週所定労働時間が特に短い（10時間以上20時間未満）精神障がい者、重度身体障害者、重度知的障害者について0.5カウントと算定。

障がい者の就労機会拡大のための算定基準を広げることに決定した。

雇用率制度における算定方法（青枠が今回の措置）

週所定労働時間	30h以上	20h以上 30h未満	10h以上 20h未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5*	0.5

今回の措置

*一定の要件を満たす場合は1カウント（令和4年度末まで）

出典：厚生労働省 第123回労働政策審議会障害者雇用分科会
資料2：今後の検討項目とスケジュールについて（案）

04 障がい者雇用代行ビジネスサービス規制

今後障がい者雇用代行ビジネスサービスは、
国としての規制を強めていくことが予想される。

CAUSE
1

令和4年12月に行われた参議院厚生労働委員会において、
障がい者雇用代行ビジネスサービスを規制する内容が発表された。

“

事業主が、単に雇用率達成のみを目的として雇用主に代わって障害者に職場や業務を提供する障がい者雇用代行ビジネスを利用することがないように、事業主への周知、指導等の措置を検討すること。

出典：厚生労働省 第123回労働政策審議会障害者雇用分科会
資料2：今後の検討項目とスケジュールについて（案）

04 障がい者雇用代行ビジネスサービス規制

CAUSE
2

CAUSE
1

を受けて、以下の農園サービスに関する記事が発信された。

“

大半の企業の本業は農業とは無関係で、障害者を雇うために農作物の栽培を開始。違法ではないが「障害者の法定雇用率を形式上満たすためで、雇用や労働とは言えない」との指摘が相次ぎ、国会も問題視。厚労省は対応策を打ち出す方針だ。

出典 共同通信 『障害者雇用「代行」急増 法定率目的、800社利用』 一部抜粋)

“

企業の拠点とは離れた農園に障害者が集められ、実際に働いた人からは「一日の大半が休憩時間だった」との証言も。農作業は本業とは関係なく、作物も販売しないという手法には「ビジネス事業者にお金を払い、雇用率を買うようなもの」と疑問が投げかけられている。

あなたの静岡新聞 『障害者雇用代行ビジネス「働く場創出」に賛否 大半が休憩時間との証言も【表層深層】』 一部抜粋)